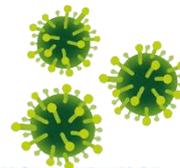


『学校において予防すべき感染症(学校感染症)』による出席停止について

お子様が、学校感染症にかかった(もしくは、かかった疑いがある)と診断された場合は、出席停止となります。その場合は、すみやかに学校に連絡してください。

出席停止の手続きと再登校までの流れは以下のとおりです。



学校感染症にかかった、または、かかった疑いがあると診断された



すぐに、学校へ連絡してください
TEL 0568 - 85 - 3511



- 医師の指示のもと、必要な期間療養してください
- 出席停止期間は、感染症ごとに定められています
別紙「学校において予防すべき感染症」を参照



- 出席停止期間が過ぎ、感染症が治癒した場合、または医師から感染のおそれがないと認められた場合、登校を再開できます
(保護者の判断による登校はご遠慮ください)



- 担任より「治癒報告書」をお渡しします
(学校ホームページよりダウンロード可)
- 必要事項を保護者の方で記入して、提出してください

※注意※ 医療機関の証明書は不要です！